

## 積算で計上する費用の算出方法について

1. 共通仮設費の営繕費に積上げ計上する快適トイレの設置にかかる費用の算出例を以下に示す。

### (1) 松江市が発注する全ての土木工事

#### 1) 積算上の差額が 51,000 円以上

実際に導入した快適トイレ費用 75,000 円／基・月の場合

積算上の差額 : 75,000 円／基・月 - 10,000 円／基・月 = 65,000 円／基・月

共通仮設費の営繕費に積上計上する費用 : 51,000 円／基・月

現場環境改善費の対象となる費用 : 65,000 円／基・月 - 51,000 円／基・月 = 14,000 円／基・月

#### 2) 積算上の差額が 51,000 円未満

実際に導入した快適トイレ費用 42,000 円／基・月の場合

積算上の差額 : 42,000 円／基・月 - 10,000 円／基・月 = 32,000 円／基・月

共通仮設費の営繕費に積上計上する費用 : 32,000 円／基・月

現場環境改善費の対象となる費用 : 0 円／基・月

#### 3) 積算上の差額が 102,000 円以上 (男女別一体型\_ハウス型)

実際に導入した快適トイレ費用 180,000 円／基・月の場合

積算上の差額 : 180,000 円／基・月 - 20,000 円／基・月 = 160,000 円／基・月

共通仮設費の営繕費に積上計上する費用 : 102,000 円／基・月

現場環境改善費の対象となる費用 : 160,000 円／基・月 - 102,000 円／基・月 = 58,000 円／基・月

#### 4) 積算上の差額が 102,000 円未満 (男女別一体型\_ハウス型)

実際に導入した快適トイレ費用 105,000 円／基・月の場合

積算上の差額 : 105,000 円／基・月 - 20,000 円／基・月 = 85,000 円／基・月

共通仮設費の営繕費に積上計上する費用 : 85,000 円／基・月

現場環境改善費の対象となる費用 : 0 円／基・月

## 2. 留意事項

### (1) 「実際に導入した快適トイレ費用」の算出

- 見積書等に記載されている賃貸料金が、日当りの場合、月当りの金額に換算(×30日)して積算に使用すること。
- 見積書等に賃貸料金とは別に、基本料金、補償金の記載がある場合、基本料金、補償金は月当りの金額に換算し、賃貸料金に加えて積算に使用すること。

#### 【計算例】

- ・基本料金、補償金が1式当りの場合

基本料金または補償金（1式当り）／快適トイレ設置月数＝基本料金または補償金（月当り）

- ・基本料金、補償金が1日当りの場合

基本料金または補償金（1日当り）×30日＝基本料金または補償金（月当り）

- ・実際に導入した快適トイレ費用

賃貸料金（月当り）+基本料金（月当り）+補償金（月当り）＝実際に導入した快適トイレ費用（月当り）